

## Twitter（ツイッター）運用ポリシー

### 1. 目的

本ポリシーは、国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所（以下「事務所」という。）が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

### 2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、事務所が水害や災害の情報などを発信し、地域住民の避難判断材料となる情報提供や各種イベント情報の発信を行うことをポリシーとする。また、当アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信は行わないものとする。

### 3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ツイッター ユーザーがインターネットを利用しての短文を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービスのことをいう。  
注 2019年現在日本国内の文字制限が存在するが、将来の展望  
欧米文字数制限 280文字の拡大が日本国内にも当てはめられる場合があるため短文とする。
- (2) 公式ツイッター 事務所が設置・運営するユーザー名から発信するツイッターのことをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のことをいう。
- (4) ツイート ツイッターに投稿する文章のことをいう。
- (5) DM(ダイレクトメッセージ)  
送った相手だけが見ることができる特別なツイートのことをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。(常に自分が受信できるようアカウントを登録することをいう。)
- (7) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。

- (8)リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

#### 4. 運用方法

公式ツイッターの運用主体及びアカウントの管理・情報発信は事務所とし、以下のとおり運用する。

発信する情報

- (1) ①琵琶湖河川事務所の事業・災害対応に関する情報
- ②琵琶湖河川事務所が主催・協賛・協力するイベントの情報
- ③その他、琵琶湖河川事務所が必要と判断した情報

(2) 発信する文章の作成担当

ツイートする文書は、近畿地方整備局琵琶湖河川事務所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する情報を補完するため所管課が作成する。

(3) 発信にあたっての留意点

- ①誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
- ②信頼性が担保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適宜公式アカウントでツイートする。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式ツイッターアカウントは、原則として情報発信のみを行うものとし、他アカウントへのフォローやリプライ、リツイート、DM は行わないものとする。

ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリツイートは、行うことがある。

(6) なりすまし防止

①なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ツイッターのユーザー名を公式ホームページ上に明示する。

②なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 利用の促進

利用者が当事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録する。

(8) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として事務所及び管内直轄事務所ホームページのみとする。

(9) 不適切な情報発信等の監視

事務所でツイッターの発信内容を確認し不適切な情報発信があった場合又は、第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに訂正又は削除をアカウント管理者に連絡するとともに、アカウント管理者は当該ツイッターの削除及び訂正を行うものとする。

(10) その他

ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

また、不適切な発言を繰り返すアカウントからのフォロー申請はブロックやミュート設定を行うことがある。この措置に対する不満や疑問に関しての質問・抗議等は原則受け付けない。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を公式ツイッターアカウントにより発信し、周知する。

6. アカウント・ユーザーネーム

アカウント：国土交通省 琵琶湖河川事務所

ユーザーネーム：@mlit\_biwako\_ka